

四日市市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 6 号

四日市市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立保育所条例施行規則（昭和 2 6 年四日市市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第 2 条関係）	
保育所名	定員（人）
（略）	
四日市市立 海蔵保育園	1 4 0

改正前	
別表（第 2 条関係）	
保育所名	定員（人）
（略）	
四日市市立 海蔵保育園	1 4 0
<u>四日市市立</u> <u>中央保育園</u>	<u>1 3 0</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（こども未来部保育幼稚園課）